

高速シャトルバス専用メール配信サービス「シャトルinfo」利用規約

第1条（目的）

高速シャトルバス専用メール配信サービス「シャトル i n f o」利用規約（以下、「本規約」という）は、長崎県交通局（以下「当局」という）が提供する高速シャトルバス専用メール配信サービス「シャトル i n f o」（以下「本サービス」という）の利用条件を定めるものであり、当局と本サービスの利用を希望して所定の登録手続きを行ったお客様（以下、「利用者」という）との間で適用されるものとします。

第2条（本サービスの内容と提供条件）

- (1) 本サービスは、高速シャトルバスに関する以下の情報を提供します。ただし、事故等による急な迂回等の情報は対象外とします。
 - (ア) 台風や積雪等による運休・迂回などの運行情報
 - (イ) 当該路線のダイヤ改正や経路変更などの告知情報
 - (ウ) イベント情報や特典情報
- (2) 本サービスの利用料は無料とします。ただし、メール受信やサイトへのアクセスにかかる通信料等については、利用者の自己負担とします。

第3条（利用登録）

本サービスの利用を希望する者は、本規約に同意のうえ、所定の登録手続きを完了させるものとします。

第4条（登録解除）

- (1) 利用者は、自らの意思により、所定の手続きを経て本サービスの登録を解除することができます。
- (2) 当局は、以下の各号に該当する場合、事前に利用者の承諾を得ることなく、本サービスの登録を解除することができるものとします。
 - (ア) 利用者が本規約に違反した場合
 - (イ) 配信したメールが不達となるなど、利用者が登録したメールアドレスが無効と認められる場合
 - (ウ) その他、本サービスに関連し、利用者が当局又は第三者に不利益を及ぼす行為等が認められる場合

第5条（免責事項）

- (1) 本サービスは、高速シャトルバスの運行状況の目安を提供するものであり、実際の運行状

況を保証するものではありません。

- (2) 本サービスに関連して発生した利用者の損害に対し、以下のいずれの場合においても当局は一切補償いたしません。
- (ア) 利用者が本サービスに基づいて判断した結果、利用者に損害が生じたとき
 - (イ) 通信機器または通信会社、もしくは当局の通信システムの障害等、本サービスの提供を受けられないことにより利用者に損害が生じたとき
 - (ウ) その他本サービスに関連して利用者に損害が生じたとき
- (3) 当局は、利用者に事前の通知又は承諾を得ることなく、本規約又は本サービスの変更並びに本サービスの休止・廃止を行うことができますものとし、規約が改定された場合、改定後の規約が適用されるものとし、

第6条（その他）

本規約に定めのない事項、条項の解釈に疑義が生じた場合、当局は合理的な範囲でその解釈を決定できるものとし、

附則

本規約は平成29年10月20日から施行します。